

しじょうなわてしがくしゅうよう たんまつとう かしだ
四條畷市学習用タブレット端末等の貸出しについて

かしだしびひん
貸出備品

がくしゅうようたぶれっとたんまつ あいぱどど
学習用タブレット端末 (iPad)

ふぞくひん
【付属品】

じゅうでんあだぶたー きーぼーどつきカバー
充電アダプター・キーボード付きカバー

かしだ
《貸出しにあたってのルール》

がくしゅうかつどういがい しゅう
・学習活動以外に使用しない

たしや しゅう か
・他者に使用させない、貸さない

うらなひ す こい こわ
・売らない、捨てない、故意に壊さない

たんまつ つか たしや ひがい あくえいきょう あた
・タブレット端末を使って、他者に被害や悪影響を与えない

かつよう など はん
・活用のルール等に反することをしない

じゅんしゅじこう はん
・遵守事項に反することをしない

げんそく ちゅうがっこうそつぎょう どう かしだしびひん つか
原則、中学校卒業まで同じ貸出備品を使います。

◆注意 ちゅうい じゅうでんちゅういしゅう いじょう はつねつどう かくにん ぼあい
充電中、異臭、異常な発熱等を確認された場合は、コンセントからプラグを抜き、ただちに充電を中止してください。

かしだ てつづ
◆貸出しの手続き

①「学習用タブレットに関する同意書」を提出する

②「学習用タブレットの貸出について」を受け取る

③貸出備品を受け取る

④パスコード及びアカウントパスワードを任意のものに変更する

へんきゃく てつづ
◆返却の手続き

①貸出備品を返却する

②「貸出備品返却確認書(様式第3号)」を受け取る

かしだしびひん きんしきでい いはん
貸出備品の禁止規定に違反したとき

しがい てんしゅつ そつぎょう しじょうなわてし じどう せいと
市外への転出、卒業などで四條畷市の児童・生徒ではなくなったとき

◇なくしたり、こわしたり、ソフトウェアを消したりした場合の手続き

①すみやかに学校に連絡する

②教育委員会で受理した後、修理等の手続きに入るため、一時的に代替え機を配布